

令和
五條市議会第二回六月定例会会議録(第四号)
七 年

令和七年六月二十三日(月曜日)

議事日程(第四号)

令和七年六月二十三日(月曜日) 午前十時開議

- 第一 議第三十六号 五條市税条例の一部改正について
議第三十八号 財産の取得について
議第三十九号 財産の取得について
- 第二 議第四十号 令和七年度五條市一般会計補正予算(第一号)議定について
議第三十七号 五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の廃止について
- 第三 議第四十一号 令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第三 同第 二号 五條市公平委員会委員の選任について
- 第四 同第 三号 五條市固定資産評価員の選任について
- 第五 発議第 二号 五條市議会議員の定数を定める条例の全部改正について
- 第六 発議第 三号 軽救急車の導入を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
副市長
教育長
技監
市長公室長
総務部長
危機管理監

平 福 井 原 池 戸 辻

岡 塚 上 田 嶋 野

清 勝 恵 豊 佳

司 彦 充 彰 晶 哲 孝

一 番
二 番
三 番
四 番
五 番
六 番
七 番
八 番
九 番
十 番
十 一 番
十 二 番

仲 秋 中 谷 吉 窪 岩 福 山 吉 藤 大

山 本 山 田 田 本 塚 口 田 富 谷

直 俊 勝 佳 耕 雅 美 龍
恵

嘉 嗣 樹 啓 正 秀 孝 実 司 範 子 雄

事務局職員出席者

速記者	事務局係員	事務局総務係長	事務局次長	事務局長	選挙管理委員会事務局長	財政課長	会計管理者	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長
福本光希	番匠悠輝	神農典子	川西孝章	久保雅彦	馬場孝一	窪田真也	榮林淳子	泉井伸之	小満光章	安満義尚	栗林利光	横谷隆仁	馬場由美子	亀田和章

午前十時開会

○議長（岩本 孝）ただいまから、去る十日の散会前に引き続き、本会議を再開いたします。
 ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
 本日の日程につきましては、お手元に配付済みであります。配付漏れはございませんか。

「「なし」の声あり」

○議長（岩本 孝）これより、日程に入ります。

○議長（岩本 孝）初めに、日程第一、議第三十六号及び議第三十八号から議第四十号までの四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「八番」の声あり。）
総務文教常任委員会、福塚 実委員長。

○総務文教常任委員長（福塚 実）ただいま議題となりました議第三十六号及び議第三十八号から議第四十号までの四議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る六月十日の本会議において当委員会に付託され、十一日午前十時に開会いたしました委員会において提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決いたしましたものであります。

初めに、議第三十六号 五條市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正する法律等が令和七年三月三十一日に公布されたことに伴い、関係規定の整備を行うものであるとの当局の説明がありました。委員から、扶養親族等に係る所得要件の引上げに伴う税収の減額見込みについて対したのに対し、「令和七年度ベースのデータで試算すると十三名が該当し、五十八万五千円の減額が見込まれる。」との答弁があり、委員から、大学生年代の子等に関する特別控除の創設による税収の減額見込みについて対したのに対し、「同様に試算すると三十八名が該当となり、約百万円の減額が見込まれる。」との答弁があり、委員から、税収の減額に対する国からの措置について対したのに対し、「国からの補填等はない。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第三十八号 財産の取得につきましては、職員が業務で使用する庁内事務用ノートパソコンを更新するため、財産取得するものであるとの当局の説明がありました。委員から、市全体のパソコンの台数について対したのに対し、「全体で五百五十三台である。」との答弁があり、委員から、購入することについて対したのに対し、「年度によってリース調達の場合もあったが、今回は一括買取りである。」と答弁があり、委員から、今回買取りになった経緯について対したのに対し、「今回の場合はリース契約で試算すると、およそ五年間で約一千二百万円増額となることから一括買取りした。」との答弁があり、委員から、不足分の更新について対したのに対し、「昨年、百四十台リース調達した。今後の更新スケジュールに関しては、端末の老朽度合いに応じ、順次更新していく。」との答弁があり、

委員から、昨年リースした百四十台のリース期間についてただしたのに対し、「五年間のリースである。」との答弁があり、委員から、パソコンの更新期間についてただしたのに対し、「買取りの場合もリースの場合も調達年度を基準に六年で更新を行う。」との答弁があり、委員から、財産の分類順についてただしたのに対し、「備品である。」との答弁がありました。また、委員から、入札参加者についてただしたのに対し、「入札参加者は三者、落札した株式会社堀通信のほか、株式会社大塚商会L A関西営業部、キステム株式会社奈良本社である。」との答弁があり、委員から、市内業者の参加についてただしたのに対し、「登録業者の中に市内業者もあり、取扱いはできるものと考えているが、今回の入札に関しては参加がなかった。」との答弁がありました。また、委員から、今回購入するパソコン三百五十五台の定価と保証期間についてただしたのに対し、「同等品の見積額で三十五万円、保証期間は五年である。」との答弁がありました。また、委員から、競争入札における最高入札額との差についてただしたのに対し、「およそ一千五百万円である。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第三十九号 財産の取得につきましては、市内の公立小・中学校で使用している児童・生徒の学習用ノートパソコンのリース期間と耐用年数が本年度中に経過し、更新時期を迎えるため、県全体での共同調達により購入するものであるとの当局の説明がありました。承した次第であります。委員から、児童・生徒用パソコンの導入時期についてただしたのに対し、「段階的に導入している。」との答弁があり、委員から、小・中学校で使用している全てのパソコンについて、リース期間が終了するのかわたただしたのに対し、「今回、リース期間が満了するのは令和二年度に導入した一千七百三十四台で、五年間のリース期間が十月三十一日で満了する。それ以外の初期導入分については、既にリース期間が終了している。」との答弁があり、委員から、随意契約の理由についてただしたのに対し、「県内一斉の共同調達による職員の事務軽減と購入費用の一部が国の補助金の対象となるため、県内の共同調達に参加した。」との答弁があり、委員から、リースか買取りかについてただしたのに対し、「買取りである。」との答弁があり、委員から、一台当たりの単価についてただしたのに対し、「税抜き価格四万九千八百円である。」との答弁があり、委員から、管理方法についてただしたのに対し、「備品登録し管理を行う。」との答弁がありました。また、委員から、職員のパソコン購入に比べ安価であることについてただしたのに対し、「今回の購入パソコンは安価であるが、より教育現場に適した設計がされているという理由で選択した。」との答弁があり、委員から、古いパソコンの処分についてただしたのに対し、「一部を備品として残し、それ以外については契約業者が処分を行う。」との答弁がありました。また、委員から、今回の共同調達による購入は県内全ての学校が同一機種のパソコンを導入するのにかについてただしたのに対し、「全て同じ機種ではない。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第四十号 令和七年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算の補正であり、総額にそれぞれ八百八十二万七千円を追加し、総額で二百三億八千八百八十二万七千円とするもので、歳出予算の主な内容はコミュニティ助成事業補助金、集会所建設事業補助金の追加、西吉野支所を移転するための改修工事設計費、令和六年度に実施した定額減税補足給付金の不足額の給付、介護保険料の算定基準額の改正に伴うシステム改修費の補正による繰出金の追加、消防団本部活動備品の整備に伴う所要額の追加であり、歳入の主な内容は国庫支出金を追加し、歳出との均衡を図ったものであるとの当局の説明があり了承次第であります。委員から、コミュニティ助成事業補助金の申請状況についてただしたのに対し、「南宇智地区自治連合会の一件である。」との答弁があり、委員から補助金の複数申請への対応及び金額の上限についてただしたのに対し、「複数の申請があった場合は優先順位をつけて県へ申請。金額についてはコミュニティ助成事業メニューの百万円から二百五十万円の範囲内である。」との答弁があり、集会所建設事業補助金についてはただしたのに対し、「対象経費の三分の一で上限は五百万円である。」との答弁があり、消防機材の購入備品及び保管場所についてただしたのに対し、「購入備品はLED投光器及びポータル蓄電池、保管場所は五條市消防団本部事務局である。」との答弁があり、委員から、投光器と蓄電池の仕様についてただしたのに対し、「投光器が最大三十三ワット、蓄電池については二千ワットの蓄電量である。」との答弁がありました。また、委員から、定額減税不足額給付金についてただしたのに対し、「令和六年度に実施した定額減税補足給付金の不足給付に該当する方へ給付を行うものである。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきことに決定いたしました。
以上をもちまして、報告を終わらせていただきます。

○議長（岩本 孝）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十日に行いました議案審議において既に終了いたしました。おります。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）質疑終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。よって、本案は討論を省略することに決しました。

これより、議第三十六号及び議第三十八号から議第四十号までの四議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本四議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。よって、本四議案は原案のとおり可決されました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第二、議第三十七号及び議第四十一号の二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「五番」の声あり）厚生建設常任委員会吉田 正委員長。

○厚生建設常任委員長（吉田 正）ただいま議題となりました議第三十七号及び議第四十一号の二議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る六月十日の本会議において当委員会に付託され、十二日午前十時に開会いたしました委員会において提案者の説明を受け、質疑に入り討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十七号、五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の廃止につきましては、宅地造成及び特定盛土等規制法における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定が行われ、五條市内全域が規制区域になったため、五條市土砂条例等の埋立て等の規制に関する条例を廃止するものであるとの当局の説明があり了承した次第であります。委員から、宅地造成工事規制区域の変更点についてただしたのに対し、「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく都市計画区域は全域で、都市計画区域外につきましては、集落が密集している地域が宅地造成工事規制区域に指定されている。」との答弁があり、委員から、規制対象となる面積についてただしたのに対し、「五百平方メートルを超えるものが規制対象となる。」との答弁があり、委員から、同法の周知方法についてただしたのに対し、「広報、ホームページで周知していく。」との答弁がありました。また、委員から五條市の条例との違いについてただしたのに対し、「条例では盛土に関する規制を行

つていたが同法では切土も対象となる。」との答弁があり、委員から、市の対応についてただしたのに対し、「市民からの通報があれば県へ連絡する。盛土に関しては不法投棄の監視も兼ね同行する。」との答弁があり、委員から、宅地造成の仮置きについてただしたのに対し、「今回の法改正で一時堆積は最長五年である。」との答弁があり、委員から、県との連携についてただしたのに対し、「定期的な現場確認、情報共有を行っていく。」との答弁があり、委員から、宅地造成の窓口についてただしたのに対し、「申請は市で受付をし、窓口はまちづくり推進課である。審査については奈良県の高田土木事務所となるが、申請内容を確認し、県との情報共有を図っていく。」との答弁があり、委員から、市の方針についてただしたのに対し、「産廃土砂についても五條市で起こることであるので県と連携を密にし、取り組んでいく。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第四十一号 令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算の補正であり、総額にそれぞれ二百三十六万九千円を追加し、総額で四十一億八千七百四十六万九千円とするもので、歳出予算に介護保険システム改修に伴う所要額を追加したものである。歳入の繰越金については二百三十六万九千円を追加し、歳出との均衡を図ったものであるとの当局の説明があり、了承した次第であります。委員から、システム改修内容についてただしたのに対し、「介護保険料の算定基準額が見直されたことに伴うシステムの改修である。」との答弁があり、委員から、対象者数についてただしたのに対し、「約三百五十人を見込んでいます。」との答弁があり、委員から、将来を見据えたシステム一本化に向けた五條市の今後の方針についてただしたのに対し、「今後は制度改正、法改正に伴うシステム改修は必要に応じて、基幹システムについては国において標準化を進めている状況である。システムの本化によりコストが安く済むのではないかと考えている。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（岩本 孝）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十日に行いました議案審議において既に終了いたしました。おります。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）質疑終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては討論を省略したいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。よって、本案は討論を省略することに決しました。

これより、議第三十七号及び議第四十一号の二議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本二議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。よって、本二議案は原案のとおり可決されました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第三、同第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）同第二号 五條市公平委員会委員の選任について。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）ただいま上程いただきました同第二号 五條市公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員のうち、間林耕司委員が令和七年六月三十日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任するに当たり、地方公務員法第九条の第二項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

後任として、松井和永氏にお願いしようとするものであります。

松井氏は昭和六十年から令和三年までの長きにわたり五條市に奉職し、教育総務課長、教育部長を歴任され、退職後は五條市社会福祉協議会常務理事として活躍されております。

人格が高潔で地方自治にも精通しており、これらの経験と知見を生かし、職員の不利益処分などの審理に公平な判断をしていただけるものと強く確信をする次第であります。

議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第四、同第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）同第三号 五條市固定資産評価員の選任について。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）ただいま上程いただきました同第三号 五條市固定資産評価員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

前固定資産評価員の櫻本茂樹氏が本年三月三十一日をもって退任され、その後任を選任するにあたり、地方税法第四〇四条第二項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

お手元の名簿を御覧いただきたいと思えます。

後任として、五條市総務部長の戸野 哲氏にお願いしようとするものであります。

同氏におきましては、行政経験が豊富で、かつ、税務事務の管理監督者という立場にある担当部長として固定資産税の評価に対する専門的な知識を有しており、固定資産評価員として適任であります。

議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第五、発議第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 発議第二号 五條市議会議員の定数を定める条例の全部改正について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

令和七年六月二十三日提出

提出者 五條市議会議員 谷 勝啓

賛成者 五條市議会議員 仲山 嘉

○議長（岩本 孝） 提案理由の説明を求めます。（「四番」の声あり）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓） 傍聴の皆様、ありがとうございます。

今回、私の公約であります議員定数二人減らすことが必要という事案を、議員定数一人減らすことにして、大塔町に一人議員が必要という議案に変えて出させていただきました、谷です。

この前の議員二名削減の条例制定の請求書で反対討論の中で、五條市は面積が広いので議員が要るとありましたが、私も五條市の約四割を占める大塔町に議員が要るのは賛成であります。隣の十津川村は五條市の二・三倍も面積がありますが、議員が八人しかいてません。大塔町は五條市の面積の約四割を占めているのに、議員が一人もいてません。大塔町にも一人は議員が必要だと思います。大塔町は人口が少ないので一票の格差のことを言う人もいると思いますが、少ない町だからこそ必要な情報の伝達が遅くなりがちとなるため、地区選出の市議会議員が必要です。大塔町は平たんな土地はほとんどなく、災害が多く発生するおそれのある地域に多くの山に張り付いたような吉野建の民家があります。平成二十三年の紀伊半島大水害のときは、大塔町で十一人の方が行方不明になりました。お亡くなりになりました。一番大事なことは市民の安全ではないでしょうか。

私が以前経営していた会社でも、大塔町篠原地区で五條市役所の工事を請け負い、工期を延ばせてもらえず、積雪がある危険なところで無理して作業を行ったこともあり、崖から重機とともに滑り落ちて二十歳の若い作業員が命を落とすという悲惨な事故が起きました。その場所は今五條市役所から行くだけで二時間以上かかり、いまだにガードレールも設置されていません。携帯電話も圏外のままです。大塔町民の安心・安全な暮らしを守るための行政とは程遠いと思います。

例えば、隣の野迫川村は大塔町と面積もさほど違いませんが、村議会議員の数は六名いています。大塔町は五條市の面積の約四割を占めていますが、言い換えると、面積が広くて、人口が少ないということになります。高齢化が進んでいる今だからこそ、町民の暮らしと安全を守るた

めに、大塔町に議員が必要です。大塔町に市議会議員を設けることは危険を未然に防ぐだけにとどまらず、大塔町民の生の声を聞くことにもつながります。今の五條市役所から大塔町は車で一時間以上かかる場所だらけです。選挙区を分けて、大塔町にも一名の市議会議員が必要で
す。よろしくお願いいたします。

今年三月に、私の公約であります議員定数二名削減の条例制定の請求書を提出させていただきました。四年前にも議員ではないときに、市民から八百七名の御署名をいただき、請求させていただきましたが、全会一致でそのときは否決されました。

二回目、今年三月に私一人で一千九百四十七人の署名を集めました。五條市の十八歳以上の選挙権のある人の八・二四%の人の声でしたが、賛成は私と仲山 嘉議員二人だけで否決されました。

五條市の財政状況は依然として厳しい状態です。全国的に見ても、全国最低レベルとなっております。十二年前、平成二十五年に議員定数が十五名から十二名に条例改正されて以来、令和七年五月現在、十二年間、人口は約三万三千人から約二万五千人、約八千人も減少しています。議員定数を一名削減すると年間約七百五十万円、任期四年として約三千万円、経費、視察なども減るので約三千五百万円の節税になります。

奈良県十二市の中で比べると、五條市の人口は十一番目に人口が少なく、人口減少率は二三・三二%、十二市の中で一番人口の割に人が減っています。もうすぐ、御所市よりも人口が減って、最下位になるのは時間の問題だと思います。五條市は西吉野村と大塔村と合併してこの人数ですから、大阪に通いやすい、私鉄が通っている、人口流出が少ない御所市より、五條市が人口が少なくなるのは時間の問題です。人口と人口減少率に合わせた議員数、例えば、五條市と同じように十二年も議員定数を減らしていない香芝市、人口が1%も十二年で減っていません。たった〇・三六%です。十二年で人口が二百八十人しか減っていません。五條市は八千人も減っています。香芝市は議員を減らさなくて当たり前だと思います。五條市は十二年で十二市最低人口減少率、マイナス二三・三二%、約八千人も減っています。例えば葛城市、令和七年、今年に十五人から十三人に減らしていますが、人口は十二年でプラス二・三二%、八百四十五人、人口が増えています。人口が増えている市でも議員を減らして節税している市があるんです。例えば奈良市、人口三十四万五千八百六十二人、議員が三十九人ですが、人口を議員数で割ると議員一人で八千八百六十八人を見ていることになりました。五條市は人口は今、二万五千七十七人、議員が十二人、議員一人で二千九十人しか見ていません。奈良市の議員は五條市の議員の一人で四・二倍以上の市民数を見えています。令和二年、官製談合事件でも一年以上議員が一人不在でも全然普通に十一人で議会をやれていましたし、何せ今月も議会月ですが、市役所に出てくる議会月一か月で委員会を含めても月に六日しか出てこなくていいです。議会は三月、六月、九月、十二月、年四回ですから、年間二十四日、予算、決算を合わせても年

間で三十日。一年のうち八・二二％。一年十二月のうち一か月しか市役所に登庁するだけでいけます。その一年で一か月しか出てこないのに、居眠りをしている議員もたくさんいます。先輩、OB議員に一回議員をやったら辞められないやろう。こんな楽な仕事ないやろうと言われて、私もそのとおりでな、幾らでもなまけられると実感しました。私は市民の要望などを聞いて、毎日ほど市役所をうろろしています。ほとんど議員さんとは出会いませぬ。議員さんは外で市民の要望などを聞くのも仕事なので、外で仕事しているとは思いますが、全然一人減らしても行政に影響はないと思います。五條市は非常に財政も厳しい、全国的に見ても全国最低レベルです。十二年も議員を減らしていないのはおかしいと思います。まだこの人数でいくのですか。今こそ議員自身が身を切る改革が必要ではないでしょうか。節税にもなって、一人減らした分、十一人で十二人の仕事をすればいいだけじゃないでしょうか。数より質ではないでしょうか。次の選挙のことばかり考えていませんか。頑張っている人は選挙に落選しませぬ。私たちの議員報酬は市民様の税金です。五條市のことを一番に考えてください。議員十二人中、六十五歳以上の高齢者は八人、約七割が高齢者です。七十二歳以上の後期高齢者が六人、五割。十二人中半分が後期高齢者です。すみません、間違いました。七十五歳でございました。まあ、あんまり変わりませぬけどね。もちろん、トランプさんのようにばり仕事していると思います。反対の意見があるなら、反対討論していただけたらよかったですね。反対意見があるなら討論していただきかったです。(四十二文字削除)

(議場に声あり)

○議長(岩本 孝) 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

傍聴人は傍聴において騒ぎ立てることは禁止されておりまして、静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは地方自治法第三百三十条第一項の規定により退場を命じますので、念のため申し上げます。

谷議員、続けてください。

○四番(谷 勝啓) はい。(四百三文字削除)

私は一番に五條市のことを考えているんです。選挙前のパフォーマンスなんかではありません。議員になる四年前から署名を集めて運動しています。署名も二回しました。今回、発議も出しています。このままでは五條市に明るい未来はありません。

どうか、今回、二人削減するのを一人だけ削減に変えました。ほかの市で議員八人でやっている地方自治体もあります。(三十三文字削除)

○議長(岩本 孝) お静かに願います。(議場に声あり)

○四番(谷 勝啓) ありがとうございます。(議場に声あり)

○議長(岩本 孝) 静かにお願いします。退場させますよ。(議場に声あり)

○議長(岩本 孝) ほな、退場してください。(議場に声あり)

○議長(岩本 孝) 静かにしてください。退場してください。「出ていかんでええ」「あかんで」の声あり(議場に声あり)

○議長(岩本 孝) 傍聴人は静かにしてください。今、係行きましたんで。「議長、進めましょうや」の声あり

○議長(岩本 孝) ちよつと休憩。それ退場さすまで。

午前十時三十八分休憩に入る

午前十一時三十分再開

○議長(岩本 孝) 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長(岩本 孝) 議事の都合のため午後一時三十分まで休憩します。

午前十一時三十分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長(岩本 孝) 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（岩本 孝） 日程第五、発議第二号の議事を継続いたします。

以上で提案理由の説明が終わりました。

この際、谷 勝啓議員に申し上げます。

発議第二号の提案理由の説明において、議員個人の名前を出し、議員に対し不穏当な発言を行い、また、議会運営上の権限は議長にあり、傍聴者に対する議長の注意に対し、聞く必要はない旨の発言は議会を混乱させる発言であり、嚴重注意をいたします。

なお、議員個人の名前を出し、議員に対し不穏当な発言を行った部分については、発言の取消しを命じます。

発議第二号に対する質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 大塔選挙区において一名の議員を設けるという内容でございますが、平成十七年九月に合併して二十年がたとうとしております。このときに、大塔町だけに議員を設けるというのは不適切であると私は考えます。その中で、地域審議会もなくなったにもかかわらず、こうした五條市を一つにしていこう、一つになって頑張っていこうというところに議員を設けていくのはいかがなもんなかと思うんです。その辺の五條市一体となって取り組んでいこうという流れの中で議員一人を設けるという趣旨はどういう趣旨なんですか。

○議長（岩本 孝） 四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓） この前も反対討論であったんですが、五條市が面積広いと。こっちから走って行って大塔まで時間もかかるんで、大塔に議員一人置くのは別におかしくないと思えますけれども。選挙区を分けたいの事なんで。こっからやっぱり一時間半もかかるんやったら、大塔に一人おったほうがいいと思えます。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） いずれにしても、後ほど反対討論の中で明確にその辺は申し上げたいと思います。しかしながら、やはり五條市は一つになった以上は、やはり、この全選挙区で一人の定数の議員を定めるべきであって、特例区選挙区というのは、私、調べた中には出てきませんでした。合併の特例法において議員の定数を決めて、しかも、その議員の定数というのはその特例法の中でも決められておることでございます。全国、離島等を含めて探しましたが、見当たりませんでした。ここでそのことも紹介させていただきたいと思えます。

なお、五條市が本当に一つの塊となつて、だんごとなつてやっついていかなあかんの、そこに議員が必要では、私はないと思いますんで、後ほど、また討論させていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（岩本 孝）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）大体のことは山口議員のほうからおっしゃっていただいたんですけども、それでは、大塔町の人口と一票の格差というのを教えていただきたいと思ひます。

○議長（岩本 孝）谷議員に対してですか。

○十番（吉田雅範）はい。

○議長（岩本 孝）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）大塔町の人口ははつきり調べていませんが、百何人だとは思ひます。大塔町ですね。あと、何でしたっけ。一票の格差、一票の格差は、それは人数が少ないんで格差は大分あると思ひますけど。ただ、田舎なんで誰か一人、僕は必要だと思ひますし、先ほど山口議員が言わはつた、どこにもないかも分かりませんが、これは通つたらできることです。やつてくれたらいいと思ひます。それだけです。

（「十番」の声あり）

○議長（岩本 孝）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）正確な回答はいただけませんでしたけれども、そして、一名増やせるといふ、以前と違つて、一名を大塔に置くといふ今のお話なんですけれども、したら、面積が広いので私は十二名、今までのように十二人が五條市全体を篠原の端まで見ていたらよいことだと思つております。その件について、どうお考えですか。

○議長（岩本 孝）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）今、西吉野町に二人議員がいてますが、大塔町には一人もいてないので、なおかつ面積が広いので、行くだけでも時間がかかるので、いて当たり前だと僕は思ひます。選挙区分けたらそれです。選挙区分けたらそれです。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）谷議員に質問させていただきます。先ほど来、趣旨説明の中で年齢に対する六名であったり、五名であったりという話あったんですけども、その年齢に対するその区別というのはどういふ視点でお述べになつたのかをお答えください。

○議長（岩本 孝）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）年齢を普通に言わしてもらっただけですけど。ただ、私的には議会がもつと若返ったらいいなと思ってます。以上です。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）年齢のその対する言葉に対してですけども、やはり、年齢が若かるうが、歳いっとうるうが、立派な方々がたくさんおられる中で、その年齢に対する言葉つちゅうのは少しいかなものかなと思いますけれども、それに対してどうですか。

○議長（岩本 孝）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）私は、まあ公務員でも定年がありますし、あまり年齢いったらそんだけ仕事できないと私は思いますけどね。そんだけ仕事してますか、皆さん。

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、初めに大谷龍雄議員の発言を許します。（「十二番」の声あり）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、発議第二号 五條市議会議員の定数を定める条例の全部改正についての反対討論を行います。

御存じのように、議会の権限と責任につきましては、地方自治法九十六条にありますように、一つは予算を定めることと決算を認定すること。九十七条には法律または政令による選挙を行うこと。九十八条には事務の管理、議決の執行及び出納の検査を行うことと、大変重要な責任と権限が議会、つまり議員には課せられているわけであります。その議員の定数につきましては、地方自治法には九十一条で、議員の定数は五條市の条例で定めるとなっております。

また、五條市議会の基本条例では議員の定数についてはどうなってるかと、明らかにしますと、五條市基本条例第十七条には、委員会または議員が五條市議会議員の定数を定める条例に定める議員の定数または五條市議会議員の議員報酬等に関する条例に定める議員報酬の改正に係る議案を議会に提出しようとするときは、明確な改正理由を付して行わなければならない。この場合において、当該議案の作成に当たっては類似団体、つまり自治体の議員の定数、面積、財政規模等との比較を考慮するとともに、市政の現状、課題、将来の予測、展望、その他の行財政改革の視点も十分考慮して行うものとするがあります。

この基本条例の趣旨に沿うように、これから、ちよつと説明をさせていただきます。

まず、奈良県下の五條市と類似自治体は宇陀市と御所市でありますけれども、宇陀市は定数十二名です。御所市は十三名、人口大分少ないですわね、五條市。そして、五條市は十二名ということで、奈良県下でも五條市が一番、人口からすれば議員定数は少ないわけであります。

お隣の和歌山県はどうかと申し上げますと、御坊市は定数十四名、有田市は定数十五名、新宮市は定数十五名、五條市よりも人口全て少ないですけれども、議員定数は全て多いわけです。

また、もうお隣の三重県はどうかと言いますと、ここも人口は五條市よりもかなり少ないですけれども、定数は熊野市で十二名、鳥羽市で十三名、尾鷲市で十名というようになっていっているわけでありまして。このように、かなりですね、五條市よりも人口が少なくても定数はやはり五條市よりも多いという状況になっております。

今回、そしたら、この奈良県下で人口が大変減少して、それを食い止めるのに大奮闘しているこの奈良県下の町村の状況を明らかにしたいと思えます。

まず、一番近くの野迫川村は、現在人口僅か三百二十二人ですね。三百二十二人ということは五條市の人口二万六千七百人と比べますと、大体、皆さん、八十分の一ちゃいますか。しかし、議員定数は六名にしています。やはり、人口僅か三百二十二名であっても、今、住んでおられる皆さん方の生活、仕事を守るためにどうしたらいいかという議論、また、他町村から、他市町村からですね、野迫川村に移り住んでいただけるようにするためにはどうしたらええかという議論、やはりこういう難しい議論をするときには、議員はあまりにも二名や三名に減らしたんでは議論ができないわけですからね。だから、やっぱり人口僅か三百二十二人も議員定数は六名で留めているわけです。

そのお隣の十津川村はどうかといいますと、人口は二千七百九人ですね。五條市の二万六千七百人からいいますと、ちょうど十分の一ぐらいですけれども。そしたら五條市の議員定数の十二名の、十分の一かといいますと、そんなことはありません。十津川村は議員定数は八名ですわね、はい。ここも同じように奈良県の一番奥で、現在住んでいる皆さん方の生活、仕事を守るためにどうするか、これは大変な議論です。

また、十津川村へ移り住んでいただくためにはどうするかという、これも大変な議論を一回や二回やなしに続けていかなければならない。こういう大変困難を抱えたところは、人口が減っても議員はそんなに減らしてないわけです。

同じく、もう少し五條市周辺の町村の議員定数を申し上げますと、五條市の近所の下市町は人口四千三百十五人で八名、吉野町は人口五千七百四十六人で九名、川上村は一千八百八十九人の人口で議員定数八名と、大淀町は人口一万五千六百九十九人で十二名と、五條市と同じ定数ですね。

このように、議員の人数が何人が適切かというのは大変なやつぱり複雑な課題でありまして、どこともいろいろと考えながら定めているわけでありまして、今、明らかにさしていただきましたことから考えますと、五條市の人口からいいますと、現在の十二名はやはり現時点では適切な議員定数であると私は表明いたしました。今回の谷議員から提出されております発議第二号 五條市議会議員の定数を定める条例の全部改正についての反対討論にさせていただきます。

以上で終わります。ありがとうございます。

御賛同、どうかよろしく願います。

○議長（岩本 孝）次に、九番、山口耕司議員の発言を許します。（「九番」の声あり）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）議長より発言の許可をいただきましたので、発議第二号 五條市議会議員の定数を定める条例の全部改正につきまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

発議者である谷議員は去る五月、第二回臨時会におきまして、条例改正請求者代表として市民の代表としての立場から、五條市議会議員の定数を定める条例制定請求され、議員定数二名削減し、十名とする条例改正が審議され、否決となりました。

そしてまた、このたび、定数を十一名とし、そのうち大塔町で選挙区を設け一人の議員数の枠で改正案を提出してございます。

公職選挙法第十五条地方公共団体の議会の議員の選挙区につきまして、第六項には、市町村は特に必要とあるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区域をもって選挙区とする。そして第七項には、第十五条の七項には第一項から第四項までは、または前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院小選挙区選出議員の選挙区、市政、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。これは小選挙区のことを申し上げております。

その次に、第八項、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議員の数は人口に比例して条例で定めなくてはならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるとございます。

条例を改正すれば、議員定数、また特別区の選挙区は設けられるというところをごさいますして、この選挙区を設けることについて選挙管理委員会に問合せをさせていただきました。ところが、設けることができるんで、決して公職選挙法違反ではないという話でございました。

しかし、この中で、先ほど吉田雅範議員の質疑でございました一票の格差、最終的には司法の判断によってその一票の格差が出てまいると思っています。この五條市の人口の一人に対する割合が谷議員が調べていただいて、一人の割合が二千九十人であるという割合を述べていただいたのですが、いわゆる榎原市や奈良市と比べると大変少ないというのは現実の話でございます。

しかしながら、このたび、谷議員が示されました第一選挙区、大塔町を除く地域の人口は令和七年四月一日現在、二万六千五百三十八人、大塔町では百八十一人、この格差は一人当たりの議員の割合は前回の説明との整合性が取れないと思えます。いわゆる人口に対して議員数が多いとおっしゃっていたのに、今回は百八十人で一人出すという、いわゆる整合性が取れないと思えますし、令和七年三月一日基準の投票区別選挙人名簿から大塔地区以外の有権者数二万三千四百三十六人で、大塔町は百八十人で、約十二倍の格差が生まれてまいります。この一票の格差について少し申し上げたいと思えます。

一票の格差とは同一の選挙で選挙区ごとの有権者数、あるいは人口数が違うことから一票の価値、あるいは選挙区民一人一人の価値が異なることを指摘する言葉。報道機関では一票の価値とも表現され、裁判所の判決文や総務省発表資料等では、「投票の較差」、いわゆる車偏書いて交わるんですけども「較差」、投票価値の不等とも表現されております。その中で、この一票の格差についての裁判事例を紹介させていただきます。

一九九一年、愛知県議会議員選挙では例外的における特別選挙区によって発生した五・〇二倍の格差について、一九九三年十月二十二日に裁判所は合法とした。特別区の選挙区について、もう一件、別件ですが、一九八七年、千葉県議会議員選挙の最高裁の判決では原則的に議会の裁量権の合理的行使としては認められると。各選挙区の人口の議員一人当たりの人口で割った数、配当基数が〇・五よりも著しく下回る場合は特別選挙区の設置は認められないとする判断がなされています。〇・五ですよ、〇・五ですよ。

次に、平成三年四月二十三日の第三小法廷は、平成元年七月施行の東京都議会議員選挙において人口比定数と現定数の乖離の程度、議員一人当たりの人口格差が対三・〇九となり、なお、人口比定数による最大格差は対二・七五に達し、逆転現象も五十二通り、定数二人の格差ある顕著な逆転現象は六通りあったので、この本件定数配分規定を違法と判断した。この判決を受けて、この都議会議員の選挙は平成四年六月に、いわゆる八増七減の条例改正を行ったわけでございます。この格差について、一体、谷議員は、市民の方々にとどのように説明をされるのか聞きたいでございます。

前回、大谷議員より反対討論された中に、現在、本市の議員定数と周辺自治体の議員定数を比較されておりましたが、私は全国規模で議員定数十二がいかに少ないか御説明をさせていただきます。

全国市議会議長会が令和五年十二月三十一日現在の実態を市議會議員定数に関する調査結果を令和六年四月に公表しております。全国の市区数はですね、市区数は八百十五自治体、そして議員の数は一万八千五百二十人でございます。一市当たり平均二十二・七人となっております。また、人口五万人未満の市区数は三百、ちょうど三百自治体あり、一人当たり平均十六・五人となっております。その上で、議員定数十二名以下の自治体の数は五條市を含めて全国で十二市、十二市しかありません。この調べたときには宇陀市はまだ数に入っておりません。その翌年に宇陀市が定数を削減しております。いわゆる三分の十二、僅か四%の市しか定数が十二しかないんです。その中でも、五條市の人口が二万七千四百七十七人とともに多く、五條市が定数十五人からいわゆる十二人に変えた、大変申し訳なかつたんですけども、ことが近隣自治体に大きな影響を与えたんではないかと思えます。五條がやつたんやから、うちも低せなあかんでという声が湧き上がってきた原因だったと思えます。ですんで、この定数十二名以下にすると、いわゆる議会がどうなるのかを考えていただきたいと思えます。

地方自治法をちよつと説明します。

大谷議員も先ほど言われておりましたが、逐条地方自治法新版第九次改訂版、松本英昭著でございます。第六章の議会の章、民主主義の下において、国民や住民が意見を直接国や地方公共団体に表明し、また、関係する国民や住民が一堂に会して熟議して政治、行政を行うことを原則とすることは現実には一般的に無理である。そこで、必然的に代表者を選ぶことによって民主主義の要請に応えることになる。これがいわゆる代議制であり、間接民主主義の制度である。地方議会はこのような間接民主制に欠かすことのできないものである。もつとも、我が国の地方公共団体においては、議会の議員も長も直接公選であり、議会とともに長も住民代表機関である。このような仕組みを二元代表制と呼んでおります。我が国の地方公共団体は、このような二元代表制の仕組みによる首長制を基本構造としております。そして、議会が立法機関であるが、長にも規則制定権があり、長も立法機能を有しております。地方議会は住民の代表機関で、住民全体を代表する機関であります。そして、その機能は自治立法、自治法の定立や予算の議決をすることを中核的機能とする団体の意思決定機関でもあり、それを基盤として施策形成機能も有する。形成機能は執行機関も有するとなっております。また、執行機関を監視する監視機関としての機能を担っております。さらに、多様な民意の反映、利害の調整、住民の意見の集約といった機能を有する機関とあります。これが、今、紹介させていただきました逐条地方自治法でございます。こういった文言にありますように、私たち議員は選挙で選ばれ、多様な市民の声を行政へ届けていかななくてはなりません。都市と比べて人口が少ないから議員定数が少なくてもよいわけではありません。先ほど申し上げました全国の三百の自治体のう

ち、十二しかないという自治体の中にも定数八や十や、かなり低いところもございます。それを含めて十二しかないということを申し上げましたが、この住民の代表機関として、百八十一名の住民の方の選挙区を設け、議員を選出することは私は到底考えることができません。

次に、二元代表制を解説する総務省では、議会は地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく、住民から直接選挙をされた長と相互にけん制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期することとされている。いわゆる議会は市、行政のチェック機能でございます。一人でも多くの議員でチェックする、監視することが健全な市政を築いていくのではないのでしょうか。

議会運営から見てもいかがでしょうか。

五條市議会は議案など、専門的・機能的に審査する議会の常設機関として少人数での議員で構成する常任委員会制度が設けられております。本会議から付託された議案、請願及び陳情について所管局からの説明聴取などを行い、当該委員としての議案等に対する対応、いわゆる原案可決、原案否決等を決定しております。今は六名で審議しておりますが、十一名の定数ですと、五名と六名の人数で差異が生じ、五名のうち一名が委員長を務め、四名で委員としての審議や採決が行われます。これ以上、議員定数を削減すると、現在行っております議会運営ができなくなると懸念されます。

先ほども大谷議員が五條市議会基本条例の中でお話をいただきました、いわゆる議員の定数はしっかり協議して決めなさいよというお話でございます。私たち議員は市民の方々より議会を理解していただき、市民の付託を私たちは受けて議員になってございます。私たち議員は日々研さんを行い、議員一人一人が議員力を身につけ、議会としての役割を果たす議会力を増していかなければならないと思います。

以上の理由により、反対とさせていただきます。

議員各位には、私の趣旨説明を御理解いただき、御賛同賜りますようお願いを申し上げます、議第二号 五條市議会議員の定数を定める条例の全部改正についての反対討論とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（岩本 孝） 以上で討論を終結いたします。

これより、本案を採決いたします。

なお、本案は起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（岩本 孝）起立少数であります。よって、本案は否決されました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第六、発議第三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）発議第三号 軽救急車の導入を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和七年六月二十三日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会委員長 山口耕司

○議長（岩本 孝）提案の趣旨説明を求めます。（「九番」の声あり）九番、議会運営委員会山口耕司委員長。

○議会運営委員長（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第三号 軽救急車の導入を求める意見書につきまして案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

軽救急車の導入を求める意見書（案）

救急事案においては傷病者の迅速な搬送が求められる中、狭あい道路が多い地域では従来の救急車の走行が困難なため、搬送が遅れてしまう事案が発生することが課題となっている。

本市においても狭あい道路沿いの住民が救急車を要請したが、道路が狭く、進入が困難となり、傷病者の収容に時間を要した事案が発生しており、今後も救急車の到着が遅れてしまうことが危惧されている。

国の基準では救急車には隊員三人以上と傷病者二人以上を収容などの条件があったが、二〇一一年四月に消防庁が狭い道路を通行して救急業務を行う場合の救急業務実施基準を緩和したため、軽の救急車が運用できるようになった。高齢化が進む中山間地などで通常の救急車が通れない狭い道にも進入可能な軽自動車の救急車が活躍しており、近隣自治体である橋本市では二〇一六年一月より配備し、高規格救急車が入れない道路、狭あい地区が五十一地区、約一千二百軒あるが、軽救急車の導入によりほぼカバーしている。軽の救急車は中山間地の救命業務では必須のアイテムと言える。よって、狭あい道路沿いの地域住民の安全・安心を守るため、必要な地域への軽自動車タイプの救急車の導入を検討することを強く求める。

以上、地方自治法第九十九条に基づき、意見書を提出する。

令和七年六月二十三日 五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（岩本 孝）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（岩本 孝）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第一百五条の規定により、お手元に配付しております閉会中継続調査申出
一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よって、申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（岩本 孝）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は二十四日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日、これをもって閉会したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。よって、本定例会は本日、これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、五條市一般会計補正予算議定をはじめ、重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、厚くお礼申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際し、本会議並びに各常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分に尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願い申し上げます。

以上で閉会の挨拶いたします。

市長から閉会の御挨拶があります。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）令和七年第二回六月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、本定例会におきまして、慎重審議を賜り、誠にありがとうございます。

今定例会に提出いたしました全議案につきましては、原案のとおり御議決をいただき、お礼を申し上げます。次第でございます。

これからも厳しい暑さを迎えるわけではありますけれども、議員各位におかれましてはどうぞ健康には十分御留意をいただき、今後とも市政の発展と市民の幸せのため、一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げます。平素のお礼と閉会の御挨拶にさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岩本 孝） これをもちまして、令和七年五條市議会第二回六月定例会を閉会いたします。

午後二時十二分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 岩 本 孝

署 名 議 員 中 山 俊 樹

署 名 議 員 吉 田 正

署 名 議 員 窪 佳 秀

